

トライアル雇用助成金

障害者トライアルコース

ハローワーク等の紹介により、障害者を事業主が
試行雇用の形で受け入れることにより、
障害者雇用についての理解を促し、
試行雇用終了後の常用雇用への移行を促進
することを目的とし、事業主に対して、支給されます。

助成額

	助成額		トライアル期間
精神障害者 以外	月額/4万円 (最大3か月)		最大3か月 テレワークで勤務する場合は 最大6か月 (支給期間は最大3か月)
精神障害者	1～3か月	月額 8万円	最大12か月 (支給期間は最大6か月)
	4～6か月	月額 4万円	

トライアル雇用の流れ

